

対応準備は進んでいますか？

電子取引データの保存義務化、 2023年12月に宥恕措置が終了

メールやオンライン取引で、
請求書・見積書などの電子データを扱っていませんか？

- ☑ 請求書や見積書などのPDFをメールで受け取っている →
- ☑ ECサイトで注文した商品の領収書をダウンロードしている →
- ☑ FAXで受信した注文書を印刷せずPDFで保存している など →

**電子データ保存が
義務化されました**
(2023年12月まで宥恕措置)

2023年12月の宥恕措置終了後、完全義務化に向けて今から準備を進めましょう。

※法人税の納税義務がない(収益事業がない)事業者は義務化の対象外です。

電子取引

電子請求書など電子的に授受した取引情報をデータで保存

電子データ保存義務化
紙での保存不可

電子帳簿等保存

会計ソフトなどで電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存

電子データ保存可
(任意)

スキャナ保存

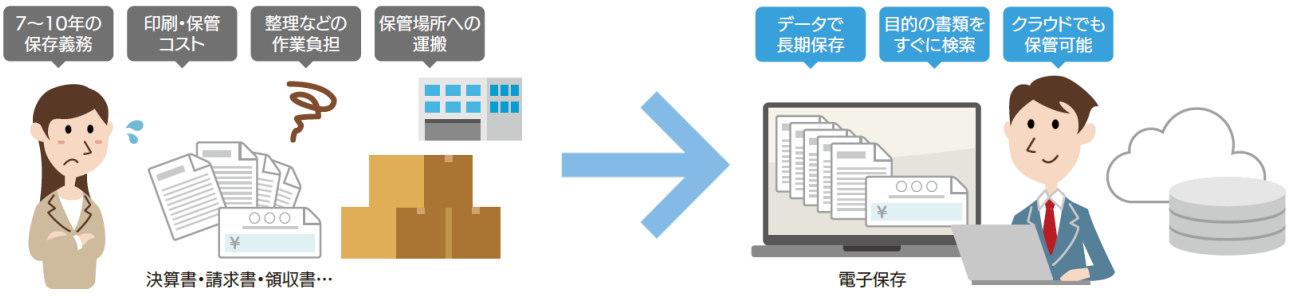
紙で受領・作成した書類をスキャンや撮影画像データで保存

電子データ保存可
(任意)

さらに「改ざん防止の措置」や「検索要件(日付・金額・取引先)」を満たす必要があります。
これらの要件を満たすスマート大臣(証憑保管)で電子データを保存・管理しましょう。

改正電子帳簿保存法とは？

これまで紙で保存しなければならなかった帳簿・書類を、「一定の要件を満たせばデータで保存・管理することを特例として認める」法律です。2022年1月の法改正により、帳簿・書類のデータ保存のハードルが下がった反面、電子取引の取引情報についてはデータ保存が義務化されました。



資料請求先FAX 024-927-9576 (プリマックス本社行き)

本制度に関する資料やご説明をご希望の方は、下記項目にチェックをつけ上記までFAXにて送信ください。

資料請求 (インボイス制度) 資料請求 (電子帳簿保存法) その他 ()

業務環境についての打合せを希望 ※後日、弊社よりご希望日時について調整のご連絡を申し上げます。

御社名		所属	
ご担当者		Mail	
連絡先			

中小企業庁 認定情報処理支援機関 第6号-19090011

プリマックス株式会社

【本社】 〒963-8025 郡山市桑野5丁目13-6
TEL: 024-927-9575 FAX: 024-927-9576

【福島営業所】 〒960-0112 福島県福島市南矢野目中江12-16
TEL: 024-572-7197 FAX: 024-572-7198

【会津営業所】 〒965-0027 会津若松市花畑東3-3 5
TEL: 0242-37-7901 FAX: 0242-37-7902

電子取引

以下の要件が必須になりました。

要件1 システムの関連書類の備え付け(可視性)

システムの利用方法が誰にでも分かるよう、概要を記載した書類(マニュアル)を備え付けること

要件2 見読可能性の確保(可視性)

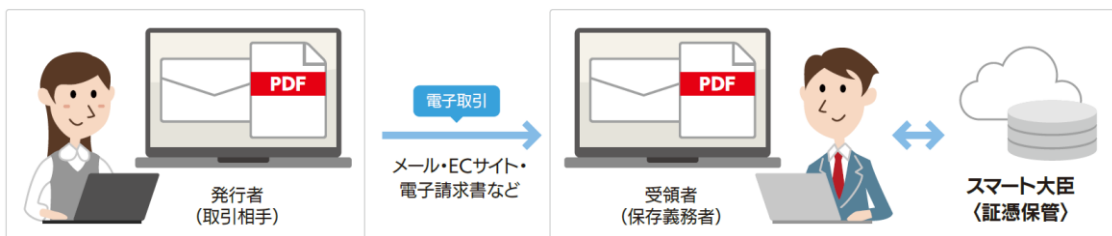
保存している電子データを速やかに出力できるように、PCとディスプレイを備え付けること。
(性能や台数は要件とされていません)

要件3 検索機能の確保(可視性)

- ・取引年月日「金額」取引先の3つの項目で検索ができること。
- ・取引年月日「金額」は、その範囲を指定して検索ができること。
- ・2つ以上の任意の項目を組み合わせて条件設定ができること。

要件4 下記のいずれかの方法で保存すること(真実性)

- (A) タイムスタンプが付与されたデータ
- (B) タイムスタンプの付与
- (C) 訂正削除記録が残るシステムまたは訂正削除ができないシステムの利用
- (D) 訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定・運用・備え付け



電子帳簿等保存

改正1 所轄税務署長の事前承認が廃止

電子帳簿等保存をするために、保存期間の3か月前に行う所轄税務署長への事前申請・承認が不要になりました。

改正2 「優良な電子帳簿」と「その他の電子帳簿」に区分されます

優良な電子帳簿	その他の電子帳簿
(1) 訂正削除履歴の保存 (2) 帳簿間の相互関連性 (3) 取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能 「その他の電子帳簿」の要件(1)に加え、これら(1)~(3)を備えている電子帳簿	(1) モニター・説明書を備えている (2) ダウンロードの求めに応じる 上記の要件を満たす電子帳簿

改正3 「優良な電子帳簿」の要件を満たす場合、過少申告加算税が5%軽減

優良な電子帳簿の要件を満たし、軽減措置の適用を受ける旨の届出をあらかじめ所轄税務署長に提出する必要があります。

改正4 「その他の電子帳簿」についても電磁的記録による保存等が可能に

スキャナ保存

改正1 所轄税務署長の事前承認が廃止

スキャナ保存をするために、保存期間の3か月前に行う所轄税務署長への事前申請・承認が不要になりました。

改正2 適正事務処理要件廃止、担当者負担が軽減

「相互けん制」「定期検査」「再発防止策」の3つの事項を満たす規定の整備・運用が不要になりました。

改正3 タイムスタンプ要件の緩和

訂正・削除履歴が残るシステムまたは訂正・削除ができないシステムで保存する場合はタイムスタンプが不要になりました。

改正4 検索要件の緩和

「日付」「金額」「取引先」の3つに限定されるようになりました。

改正5 データに不正があった場合は、重加算税が課されるように

